

第8期介護保険料(令和3年度～令和5年度)

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、市区町村の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はこのように決まります

基準額
(月額)

$$= \frac{\text{市区町村の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

※市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

段階	対象者	基準額に対する割合	年額	月額
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者又は本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.30	23,400円	1,950円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50	39,000円	3,250円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.70	54,600円	4,550円
第4段階	世帯で市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	70,200円	5,850円
第5段階(基準)	世帯で市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	78,000円	6,500円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	93,600円	7,800円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	101,400円	8,450円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	117,000円	9,750円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	132,600円	11,050円



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

